

学校、保育所等における食育の推進

子どもの食生活をめぐる問題が大きくなる中で、子どもの健全な育成に重要な役割を果たしている学校、保育所等は、その改善を進めていく場として大きな役割を担っており、学校や保育所等の関係者にはあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育の推進に努めることが求められている。また、子どもが食の大切さや楽しみを実感することによって、家庭への波及効果も期待できる。家庭や地域と連携しつつ、学校、保育所等において、魅力ある食育推進活動を行い、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るために次のような施策に取り組んでいる。

策定し、全教職員が共通理解のもとに指導を展開することが重要であり、そのためには全都道府県において早期に栄養教諭が配置されることが必要である。このため、文部科学省においては、平成17年度から現職の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得するための講習会を全都道府県で開催している。その結果、全国で、多数の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得している。

公立小中学校等の栄養教諭については、各都道府県教育委員会が、地域の状況を踏まえつつ、栄養教諭免許状取得者の中から栄養教諭を採用し、配置していくことになっている。平成17年度においては4道府県で配置が開始され、平成18年度はあわせて25道府県で配置が開始されている。このほか、国立大学法人においても附属学校に栄養教諭を配置しており、平成17年度は1国立大学法人で配置が開始され、平成18年度中にはあわせて13国立大学法人で配置が開始される予定となっている。

第1節 指導体制の充実

学校における食育を推進するための指導体制については、食に関する専門家としての栄養教諭を中心に教職員が連携して指導計画を

(参考) 栄養教諭の配置状況 (平成18年9月現在)

〈都道府県〉

○北海道	○茨城県	新潟県	静岡県	奈良県	○徳島県	熊本県
青森県	栃木県	○富山県	○愛知県	和歌山県	○香川県	大分県
岩手県	群馬県	○石川県	○三重県	鳥取県	○愛媛県	○宮崎県
○宮城県	○埼玉県	○福井県	○滋賀県	島根県	○高知県	○鹿児島県
○秋田県	○千葉県	山梨県	○京都府	○岡山県	○福岡県	沖縄県
○山形県	東京都	長野県	○大阪府	広島県	○佐賀県	
福島県	神奈川県	岐阜県	兵庫県	○山口県	長崎県	

注) ○印は配置している都道府県

第2節

子どもへの指導内容の充実

1 学校における食育の推進

学校における食育は、子どもが食に関する正しい知識を身に付け、自らの食生活を考え、望ましい食習慣を実践することができることを目指し、学校給食を活用しつつ、給食の時間はもとより各教科や総合的な学習の時間等における食に関する指導を中心として行われている。

(1) 栄養教諭による取組

栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を活かして学校における食育推進の要として、献立作成や衛生管理等の学校給食の管理と学校給食を活用した食に関する指導を一体的に展開することにより、教育上の高い相乗効果をもたらすことが期待されている。

ア 食に関する指導の連携・調整

食に関する指導は、各教科等に幅広く関わるものであり学校教育活動全体を通して行うことが重要である。このため、栄養教諭のみならず関係教職員が食に関する指導の重要性を理解し、必要な知識や指導方法を身に付けるとともに、関係する教職員が十分な連携・協力を行うことにより、体系的、継続的に効果的な指導を行うことが必要である。栄養教諭は、各教科等において指導に携わるだけでなく、学校における食に関する指導の全体的な指導計画の策定の中核的役割を果たすなど、教職員間の連携・調整の要としての役割を発揮することが期待されている。

イ 子どもへの教科・特別活動等における教育指導

食に関する指導は、学校給食の時間をはじめとする特別活動、各教科、道徳、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体の中で体系的、継続的に行われるものであり、その中で栄養教諭はその専門性を活かして、各学級担任や教科担任等との連携を図りながら積極的に指導を担っている。栄養教諭は学校給食の管理業務を実際に担っていることから、各教科等の授業内容と関連させた献立を作成するなど、学校給食を生きた教材として活用し、効果的な指導を行っている。

ウ 子ども等への個別的な相談指導

保護者からの申し出、健康診断、聞き取り調査等で判明する、肥満、食物アレルギーや偏食等の子どもがかかえる個々の問題に適切に対応するために、栄養教諭は、学級担任、養護教諭、学校医等と連携しつつ、保護者と面談等を重ね、子どもの食生活に関して、栄養に関する専門性を生かしたきめ細かな指導・助言を行っている。なお、学校給食においても、子どもの状況に応じた対応に努めている。

(2) 食に関する学習教材の作成

各教科や特別活動、総合的な学習の時間等における食に関する指導において使用する教材として食生活学習教材を作成し、全国の小学校低学年（小学校1年生）、高学年（小学校5年生）、中学生（中学校1年生）に配布し、その活用を促進している。

2 学校教育外での子どもへの指導

食料の生産・流通・消費に対する子どもの関心と理解を深めるため、学校教育外でも関係団体やボランティア、地方の行政機関による食育教室等が行われている。

具体的には、子どもを対象にした水田の役割やごはん食の有用性に関するイベントの開催と冊子の配布、小学生向けの学習雑誌における、稲作農業・ごはん食に関する理解促進の取組を行った。さらに、親子で食生活について見直しを図ることを促すため、親子向けの「食事バランスガイド」を理解するための冊子を作成することとしている。

また、生産者団体は、子どもを主な対象に身近に稲を栽培できる「バケツ稲づくりセット」を配布し、子ども自らが稲を栽培することを通じて、生育過程や米についての関心を高め、食料の大切さや農業についての理解醸成を図る取組を行っている。

第3節 学校給食の充実

1 学校給食の現状

学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を子どもに提供することにより、子どもの健康の保持増進、体位の向上を図ることはもちろん、食に関する指導を効果的に進めるために、給食の時間はもとより、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等において生きた教材として活用することができるものであり、大きな教育的意義を有している。このようなことから学校給食の実施率は年々増加しており、平成16年5月現在で小学校では約715万人（全小学校児童の99.4%）、中学校では約302万人（全中学校の82.4%）、全体で約1,033万人の子どもが給食を受けている（図表-39）。

図表-39 学校給食実施状況(国公立)(平成16年度)

区分	全国総数	完全給食		補食給食		ミルク給食		計		
		実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比	
小学校	学校数	23,420	22,436	95.8	111	0.5	264	1.1	22,811	97.4
	児童数	7,200,933	7,106,090	98.7	18,370	0.3	29,833	0.4	7,154,293	99.4
中学校	学校数	11,120	8,172	73.5	64	0.6	1,206	10.8	9,442	84.9
	生徒数	3,667,428	2,568,224	70.0	14,555	0.4	438,656	12.0	3,021,435	82.4
特殊教育諸学校	学校数	999	834	83.5	1	0.1	17	1.7	852	85.3
	幼児・児童・生徒数	98,796	87,947	89.0	29	0.0	1,358	1.4	89,334	90.4
夜間定時制高等学校	学校数	731	460	62.9	234	32.0	1	0.1	695	95.1
	生徒数	95,877	43,879	45.8	22,923	23.9	496	0.5	67,298	70.2
計	学校数	36,270	31,902	88.0	410	1.1	1,488	4.1	33,800	93.2
	幼児・児童・生徒数	11,063,034	9,806,140	88.6	55,877	0.5	470,343	4.3	10,332,360	93.4

注) 中学校には中等教育学校前期課程を含む。
資料: 文部科学省「学校給食実施状況調査」

2 地場産物の活用の推進

地場産物を学校給食に活用し食に関する指導の教材として用いることにより、次のような効果が期待される²ことから、地域や学校において、地場産物を学校給食において活用する取組が積極的に進められている。

- ① 子どもが、より身近に、実感をもって地域の自然、食文化、産業等についての理解を深めることができる。
- ② 食料の生産、流通等に当たる人々の努力をより身近に理解することができる。
- ③ 地場産物の生産者や生産過程等を理解することにより、食べ物への感謝の気持ちをいただくことができる。
- ④ 「顔が見え、話しができる」生産者等により、生産された新鮮で安全な食材を確保することができる。
- ⑤ 流通に要するエネルギーや経費の節減、包装の簡素化等により、安価に食材を購入することができる場合があるとともに、環境保護に貢献することができる。
- ⑥ 生産者等の側で学校給食をはじめとする学校教育に対する理解が深まり、学校と地域との連携・協力関係を構築することができる。

学校給食における地場産物の活用率は、平成16年度は、全国平均で21%（食材数ベース）となっているが、食育推進基本計画においては、平成22年度までに30%以上とすることを目指している。

文部科学省では、各都道府県に推進地域を指定し、生産者等から計画的かつ安定的に地場産物の納入が図られるよう、学校と地域の生産者等の連携体制を整え、地場産物を「生きた教材」として食に関する指導に活用していくため、献立開発や郷土料理等の調査研究を行っている。

また、各地域の地場産物の調達・納入方法や、地場産物を活用した食に関する指導の実践を集めた事例集を作成し、配布した。

3 米飯給食の一層の普及・定着に向けた取組

米飯給食は、伝統的な食生活の根幹である米飯に関する望ましい食習慣を子どもに身につけさせることや、日本文化としての稲作について理解させるなどの教育的意義を持つものであり、週当たり3回の実施を目標に据え、その普及を図っている。平成16年度において、米飯給食を受けている幼児・児童・生徒数は、約977万人であり、これは、完全給食を受けている幼児・児童・生徒数の99.6パーセントとなっている。また、月当たりの平均実施回数は11.7回、週当たりでは2.9回となっている（図表-40）。

図表-40 米飯給食実施状況(国公立)

区 分		平成16年
幼児・児童・生徒数		977万人
実 施 率		99.6%
平均実施回数	月当たり	11.7回
	週当たり	2.9回

資料：文部科学省「米飯給食実施状況調査」



中学校の給食

2 文部科学省「学校給食における地場産物活用事例集」

農林水産省では米飯給食のより一層の推進を図るため、米飯給食の実施回数が少ない都市部の保護者や学校給食関係者を対象とした「ごはんで給食フォーラム」を開催している。

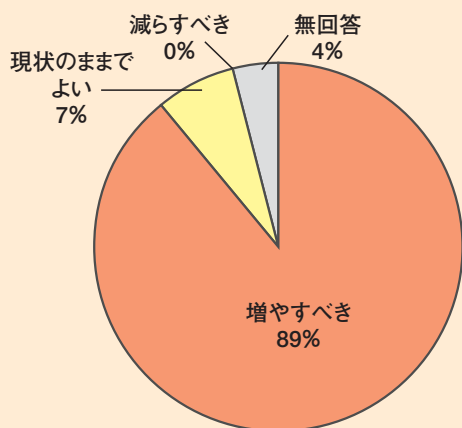
平成17年度は、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県の4か所で開催され、「ごはんの大切さ」「食育について」をテーマとした学識経験者や保護者代表によるパネルディスカッションが行われた。フォーラム参加者へのアンケートによれば、米飯給食の回数について「増やすべき」と回答した者が89%（図表-41）、米飯給食の推進は、子どもの食習慣の乱れを改善するのに「とても効果的」又は「効果的」と回答した者が80%以上にもものぼった（図表-42）。このように、今後も米飯給食の実施回数の少ない都市部を中心にフォーラムを開催することにより、米飯給食に対する理解の促進が期待されている。

4 学校給食献立充実のための取組

学校給食関係者を対象とした「日本型食生活」を推進するための料理講習会の開催、栄養教諭や学校栄養職員向けの料理集の作成・配布等を行っている。地方段階でも、学校給食関係者や保育所の給食関係者を対象とした研修会等が行われ、地場産物の利用等、より地域に密着した給食献立の充実が図られている。

図表-41
平成17年度「ごはんで給食フォーラム」
におけるアンケート結果①

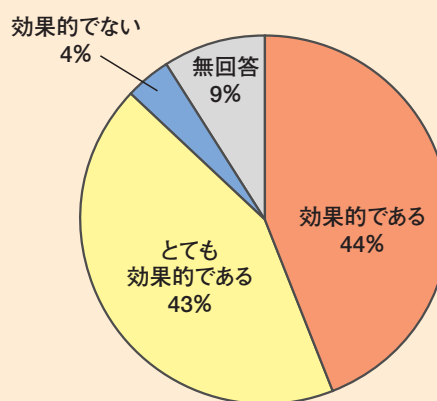
ごはん給食の回数を増やすことについてどのように考えるか



資料：「ごはんで給食フォーラム」アンケート結果

図表-42
平成17年度「ごはんで給食フォーラム」
におけるアンケート結果②

子供の食習慣の乱れにごはん給食の推進は効果的と考えるか



資料：「ごはんで給食フォーラム」アンケート結果

コラム 学校給食における地場産物の活用

地場産物を活用し児童生徒に対する教育的効果を上げるため、以下の取組が行われています。

1 学校ごとの食に関する指導に係わる全体計画への位置付け

学校給食で活用する地場産物を、給食の時間、学級活動、各教科、総合的な学習の時間等における食に関する指導の教材として活用するため、地場産物の使用を食に関する指導の全体計画に位置付けています。

2 体験的な学習の重視

地場産物を通じた体験活動は高い教育的効果が期待されるため、以下のようなことを実施しています。

- (1) 児童生徒が実際に種まき、草取り、収穫等の体験活動を行い、直に地域の生産者や生産者団体・グループの方の苦労や産物に込める思いを聞くこと。
- (2) 体験的な学習を進める場合には、地域の生産者や生産者団体・グループ（以下「生産者等」）との連携により、体験的な学習の場として田畑、山林等を使用させてもらうこと。

3 生産者等との交流の推進

地場産物の活用は、地域の生産の現場と学校との距離を縮めることができ、児童生徒と生産者等との交流が行いやすくなるため、以下のようなことを実施しています。

- (1) 献立表に食材の生産者等の名前を入れること。
- (2) 「給食だより」で生産者等を紹介すること。
- (3) 生産者等の方にゲストティーチャーとして授業に参加して頂くこと。
- (4) 児童生徒と生産者等との交流給食を行うこと。
- (5) 情報機器の活用等による生産者等との交流を行うこと。

4 栄養教諭による積極的な取組

栄養教諭は学校全体で地場産物の活用のための推進役として、地場産物を食材として使用した魅力ある学校給食の献立の研究・開発を行っています。さらに、各地域の栄養教諭が連携し、各地域の優れた献立を献立集にまとめ、共有するといった取組を進めています。

5 家庭への働きかけ

家庭に対して地場産物を活用する意義について理解を得るため、「給食だより」で紹介したり、郷土料理等の試食会や料理教室を開催しています。



小学校給食風景

第4節 食育を通じた健康状態の改善等の推進

近年、我が国の社会環境の変化に伴い、子どもの肥満傾向の増大等健康への影響や生活習慣病の若年化等が指摘されている。また、子どもの学ぶ意欲や自主的、主体的に取り組む姿勢に課題があることも憂慮されている。

これらの状況が生じている背景には、例えば「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という食習慣をはじめとした基本的な生活習慣や態度が身に付いていないことが指摘されている。

また、現在、中央教育審議会においては、平成17年6月13日に文部科学大臣から「青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を促す方策について」が諮問されたことを受け、青少年の意欲をめぐる現状とその背景の検証とともに、青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を促すために講ずべき方策についての検討を開始した。

このように、子どもの睡眠や食生活の状況が健康や意欲にどのような影響を及ぼしているかなどを検証することにより、子どもの健康状態の改善等を図ることが必要となっている。

このため、栄養教諭と養護教諭が連携し、地域の医療機関や学識経験者の協力を得て、子どもの睡眠や食生活の状況が健康や意欲に及ぼす影響等の特定のテーマに関する実践的な調査研究を実施している。また、この結果を踏まえた成果の普及や生活習慣を改善するための効果的な指導プログラムを開発することとしている。

第5節 保育所での食育推進

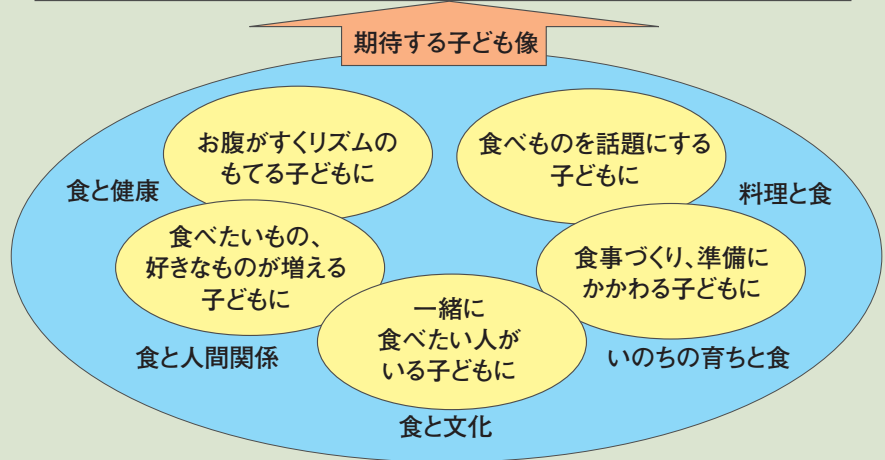
保育所における食育は、保育所保育指針を基本として取り組まれるものであるが、近年、食習慣の乱れが指摘されるなど、乳幼児期からの食育の重要性が増していることに鑑み、平成16年3月、発達過程に応じた食育のねらいや留意事項を整理した「保育所における食育に関する指針」を作成し、その周知を図り、保育所における食育の一層の取組を推進している。

● 「保育所における食育に関する指針」における食育の目標と取組

保育所における食育は、子どもの発育・発達に欠くことのできない重要なものであるとの認識のもと、食生活、食習慣の基礎を培うことを目的に、食育を推進している。具体的には、以下のように、保育所生活の様々な場面で、子どもの発育過程に応じ、「食を営む力」を育む活動を行っている。

「保育所における食育に関する指針」の目標

〈目標〉
 現在を最もよく生き、かつ、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うこと



食育の取組：クッキング保育



食育の取組：栽培・収穫体験

コラム 「楽しく食べる子ども」を目標に

「**楽**しく食べる子ども」とは、“心と身体の健康”を保ち、“人との関わり”を通して社会的健康を培いながら、“食の文化と環境”のなかで、いきいきとした生活を送るために必要な“食のスキル”を身につけていく子どもの姿です。「楽しく食べる子ども」に成長していくために、①食事のリズムがもてる②食事を味わって食べる③一緒に食べたい人がいる④食事づくりや準備に関わる⑤食生活や健康に主体的に関わる、の5つの子どもの姿を目標に、乳幼児期から、発育・発達段階に応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことによって、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基本としての食を営む力がはぐくまれていきます。

こうした「楽しく食べる子ども」を目標に、地域や保育所では食育に関する取組が進みはじまりました。

— 楽しく食べる子どもを増やし隊！ 食育推進ネットワーク連絡会を中心に食育活動を展開

熊本市では、「熊本市食育推進ネットワーク連絡会」を中心に、乳幼児期の子どもたちとその保護者が地域の身近なところで「食」に関する情報が得られるよう、乳幼児期の食育の「核」となる保育園・幼稚園をはじめ、地域で食育に携わる民生委員・児童委員、食生活改善推進員、栄養士会等の関係団体と、学校・行政が協働で、地域への食育情報を発信しています。

「熊本市食育推進ネットワーク連絡会」では、自分たちで自分たちの地域の食育を考え、地域ニーズに沿った食育活動を組織的に組み立てる体制づくりを基本としています。

— 楽しく食べる子どもは食育のリーダー！ 食育計画のもとに保育所で食育活動を展開

仙台市では、「楽しく食べる体験を深め、食を営む力の基礎を培う」ことを目標に、50か所の公立保育所を中心に、子どもの年齢や保育所の状況にあわせた「食育計画」、「食育活動計画」の作成を進め、年間を通して継続的に食育活動が実践できる体制を整えています。

各保育所では、年間を3期に分け各期ごとの食育のねらいと年齢（クラス）別の具体的内容を盛り込んだ「食育計画」を作成するとともに、各月ごとの収穫物や調理活動、保護者への給食便りのテーマ等を盛り込んだ「食育活動計画」を作成し、それらをもとに食育を実践しています。また、食育活動計画には、保護者への働きかけのほかに、地域活動も記載するよう配慮され、保護者や地域を巻き込んだ幅広い食育の実践を目指しています。



熊本市食育推進ネットワーク連絡会の活動紹介リーフレット